

## 諮問第1号 住居表示実施市街地区域の変更及び住居表示の方法について

本市の住居表示を実施する市街地の区域を別図のとおり変更する。  
住居表示の方法は、街区方式とする。

### (説明)

本市が立地を進めている、東旭川地区の動物園通り産業団地について、住居表示実施区域となっている旭川工業団地の隣接地に現在整備を進めている。

これに合わせ、当該産業団地整備地区一帯を住居表示事業の区域を変更（編入）して、住居表示を実施すべき市街地の区域を拡大しようとするものである。

住居表示の方法は、従来から進めてきた方法である街区方式とする。